

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和4年3月16日（第10日目）

議 長（高橋拓生君）

皆様、おはようございます。

ただいまから令和4年平泉町議会定例会3月会議10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

議長から諸般の報告を行います。

諸報告その3、2ページをお開き願います。

町長から事件撤回請求書を受理したので報告いたします。

3ページをお開き願います。

町長から提出された追加議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第1、議案第7号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の撤回についてを議題といたします。

町長から撤回理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、事件撤回請求であります。

3月7日に提出した事件は、次の理由により撤回したいので、会議規則第19条の規定により請求を行うものであります。

件名、第7号議案、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例であります。

理由といたしまして、条例の改正内容について、その後、再度精査したところ、またさらに精査を加えながら修正する必要が生じたことから、今回の撤回請求を行うものでありますので、よろしくご審議のほどお願いいたしたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第7号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の撤回を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の撤回を許可することに決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第7号につきましては撤回いたしましたので、日程第5は日程から削除いたします。

---

議長（高橋拓生君）

日程第2、総務教民常任委員会の委員会調査報告書を議題といたします。

この調査については、総務教民常任委員会委員長の報告を求めます。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

4番、氷室裕史です。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、氷室裕史。

委員会調査報告書。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

1、調査事件、総務教民常任委員会所管に係る調査について。

（1）高齢者支援対策について。

2、調査の経過。

（1）本町を取り巻く状況と課題。

本町の高齢化率は38.0%であり、今後上昇し続け、2040年には全国平均35.2%に対して45.2%という推計が出ています。このまま高齢者人口が増加し、生産年齢人口が減少していくと、医療・介護分野への負担がさらに増え続け、それを担う労働者も減少の一途をたどってしまうことから、医療・介護サービスが機能しなくなってしまう恐れがあります。そのようなことを起こさないために、これから訪れる超高齢社会に備え、高齢者福祉計画の理念である「支え合う地域の中で高齢者一人ひとりが自分らしく輝くまち」を目指し、みんなで支え合い、介護予防活動に多

角的な観点を持って取り組んでいくことが大切です。

(2) の調査及び検討の経過については、お目通しください。

### 3、調査意見。

(1) 地域住民の主体性を尊重した支援。

#### ①相談体制の確立。

過剰な支援・補助は地域の主体性やつながりを阻害することが懸念されるため、今後、地域が新たな組織や集いの場の構築を希望した際の相談・アドバイスの体制を充実させること。

#### ②既存の地域組織へのヒアリング。

町内各地区の地域組織へのヒアリングを密に行い、当該組織の目的と課題を明らかにし、後の地域組織の構築に資するものとすべきであります。

(2) 既存事業の有効活用と機会の充実。

#### ①既存事業の周知。

高齢者のひきこもりや認知症を予防するため、当町の既存の生活支援サービス事業と各種介護予防事業が、より町民に周知されるよう公報活動を充実させること。

#### ②高齢者の活躍できる環境づくり。

一般介護予防事業を高齢者の交流の場とするだけに留めず、これまで高齢者が培ってきた知識や経験を地域課題や行政の問題解決に活かせる場とし、町全体との連帯感を深められるような事業とすること。

#### ③コミュニティバスの活用推進。

令和3年6月から実証実験が開始された平泉町コミュニティバスの実証分析を早急に進め、公共交通空白地域の買い物支援を含めた町民ニーズに沿った形となるよう努めること。

(3) 高齢者の自立と認知症予防への取組。

#### ①世代間交流の推進。

「百歳体操」、「脳いきいき教室」などの取り組みのほかに積極的に児童・生徒と高齢者が交流できる「生きがい活動事業（仮称）」を設けること。

#### ②高齢者の自立に向けたサポート。

高齢者の見守り体制と町内のサポート施設の充実を図り、高齢者の自立のきっかけを提供すること。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ただいま報告があった委員会調査報告書は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

なければ、次に進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第3、産業建設常任委員会の委員会調査報告書を議題といたします。

この調査について、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢博子です。

調査報告を行います。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

産業建設常任委員会委員長、升沢博子。

委員会調査報告書。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記。

1、調査事件、産業建設常任委員会所管に係る調査について。

（1）社会基盤整備について。

（2）農業振興策について。

（3）観光・産業振興策について。

2、調査の経過。

（1）本町を取り巻く状況と課題。

本委員会は、①社会基盤整備について、②農業振興策について、③観光・産業振興策について調査してきました。

社会基盤整備については、長年の住民要望にもかかわらず進まない道路改良や、治山ダムへの対応が近年の地球温暖化に伴う自然災害との関係からも課題となっています。

農業振興では、遊休農地への対応と後継者対策が急がれ、また、鳥獣被害の拡大が急速に広がる下でその対応が求められています。

観光・産業振興策ではとりわけ観光業が大きな柱となる当町にとっては、新型コロナウイルス感染症にかかる打撃が大きく、その対策は最大の課題です。また、地場の中小企業とともに、誘致企業への支援策も必要となっています。

（2）の調査及び検討の経過については、お目通しください。

3、調査意見。

（1）社会基盤整備について。

世界的な異常気象による度重なる自然災害は、私たち住民の暮らしを脅かし、加えて感染症によるパンデミックは出口の見えない不安を住民に強いている。

生活道路の課題では、特に陳情から三十数年を経過した大平線、大佐3号線について現地調査も踏まえ議論し、整備に向けた課題の具体的な克服を繰り返し求めてきた。

相続関係未了に伴う課題とその解決への道筋が見えている。

産業建設常任委員会が求めた調査によって、生活道路で町道認定されていない道路が全体で79箇所、5,275メートルとなっていること、また、生活道路で未舗装の町道が55路線、9,280メートルあることが明らかとなった。

課題となってきた路線の実態も明らかになったことから、これらの整備の促進へ一層の努力をされたい。

維持管理が町に属する「治山ダム」の掌握と対応も引き続き努められたい。

### (2) 農業振興策について。

町内農業をめぐっては、担い手、後継者不足が最大の課題であるが、根底には農業が「生業として成り立つのか」という根本課題がある。

農家の収入増加への手立てが必要であり、以前から懸念されていた農機具等の更新に係る経済的負担が大きく、農業機材への支援を講じられたい。

また、当町の基幹産業である農業に与える鳥獣被害は年々増加し、農地の荒廃や離農の大きな誘因となっている。

鳥獣被害の拡大を受け、狩猟の担い手確保の施策や鳥獣被害防止対策実施隊への支援が進められてきたが、まだ課題が多い。

豊かな里山を次の世代に残し、将来にわたって持続可能な人間の営みの構築のため、さらに世界農業遺産登録を目指し、鳥獣被害対策を含めた対策、仕組みづくりと、十分な財源を確保するよう提言する。

### (3) 観光・産業振興策について。

未だ収束のめどが立たない新型コロナウイルス感染症の影響により、町内観光、商工業が大きな打撃を受けている。町は国の交付金事業に加えて、利子補給への支援などを行ってきたが、もともと体力のない事業者は長期化したコロナの影響により事業継続への意欲が低下していると思われる。

世界遺産登録から10年が経過し、昨年開館した平泉世界遺産ガイダンスセンターと平泉文化遺産センター、道の駅の魅力を生かした取り組みとともに、県内3つの世界遺産（平泉、橋野鉄鉦山、御所野遺跡）の連携を図った政策と提案の具体化を図られたい。

スマートインターの開通による交通網の促進、大型駐車場の利活用、そして中尊寺通りの整備完了など観光誘客の条件は整ってきている。

コロナ収束後を見据えて観光事業者への継続的な支援と平泉の世界遺産の新たな価値を見いだす積極的な施策を打ち出すよう提言する。

また、近年は町内への企業誘致が相次いだが、コロナ禍での商工業への影響は大きくなっており、産業振興への一層の支援と工夫が求められる。

以上、報告申し上げます。

議長（高橋拓生君）

ただいま報告のありました委員会調査報告書は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

なければ、次に進行いたします。

---

議長(高橋拓生君)

日程第4、議案第6号、平泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(松本英雄君)

それでは、議案書3ページをお開き願います。

議案第6号、平泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、マイナンバーの利用等について定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、法律と条例との整合を図るために改正しようとするものでございます。

議案第6号参考資料をお開き願います。

新旧対照表によりまして改正の内容についてご説明いたします。

条例第35条第2号において、保有個人情報の提出先等への通知に係る情報提供等記録について定めておりますが、これまで番号法第19条第7号及び第8号に規定されていた情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供について、それぞれ第8号及び第9号へ移動したことから、その整合を図るために改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、法律改正に合わせて令和3年9月1日から適用しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第 6、議案第 8 号、平泉町文化観光振興基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

それでは、議案書の 6 ページをお開きください。

議案第 8 号、平泉町文化観光振興基金条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

参考資料の 4 ページ、議案第 8 号新旧対照表でご説明させていただきます。

この条例は、文化観光振興事業の財源に充てるため、平成 14 年度に制定しております。平成 14 年度から平成 18 年度までは 5 か年、その後は 3 か年を 1 期として施行してまいりました。

今回の改正は、附則第 2 項の中の平成 34 年 3 月 31 日で切れる施行期間を 3 年間延長するためご提案申し上げるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第 8 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第7、議案第9号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書7ページをお開き願います。

議案第9号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

本議案は、宿泊交流体験施設「浄土の館」の次期指定管理者を指定しようとするもので、現在は平成29年7月1日から5年間を指定期間として合同会社「ひらいずむ」を指定管理者としておられますが、その期間が令和4年6月30日に終了することから、令和4年7月1日から令和9年3月31日までの4年9か月間の期間について新たに指定管理者を指定するため、議決を得ようとするものです。

指定管理者の選定に当たっては、平泉町指定管理者制度導入方針に基づき実施いたしました。まず、昨年11月8日から12月28日まで公募を行い、合同会社ひらいずむ及び光管財株式会社の2社から申請書の提出がありました。募集期間終了後の1月25日、指定管理者制度運営委員会において選定基準が決定され、2月1日の所管課による審査を経て、2月8日の指定管理者制度運営委員会において委員13人による審査、採点が行われ、評価点数が上位であった光管財株式会社が指定管理者の候補者として選定されました。

これを受けて、2月14日に指定管理者制度運営委員会から町長に対し、光管財株式会社を指定管理者の候補者として選定した旨の報告があったことから、本議会におきまして、光管財株式会社を指定管理者として指定する議案を上程したところであります。

なお、議決が得られた後は、4月に基本協定を締結する予定としております。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

今説明あったように、手順についてはまず分かった上でなのですけども、そもそも地元の方が要は会社を立ち上げてやってきたということで、いろいろ努力もされてきたのでしょうかけれども、そうして今度は全く別の遠くの指定管理ということではそうなるのですけれども、それでいいのかなというふうにちょっと思うわけです。そもそもコロナ禍という中で、なかなか厳しい状況の中でありました、ここ2年、3年は。それに加えて、そもそもあの部屋数で実際やっていくというのは、最初からやっぱり厳しい状況があったのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどのように考えますか、伺います。



議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今ご指摘をいただきましたとおり、第1期の指定管理に向けては、地元の方に会社を設立して指定管理者になっていただいたという経過がございました。

その中で、コロナ前につきましては、順調にお客さんも入るようになり、独立採算の道筋も見えていたというところでもございましたけれども、この2年間のコロナの中で、非常に打撃を受けて、収支としては赤字が続いていたという状態でもございました。

ただ、またコロナが回復すれば、その収支も回復をしていくというところは見込めるわけですが、さらにその設置目的であります地域の活性化に結びつけていくという点では、事業として取り組みがやはり足りなかったという点も実際はございました。例えば、宿泊だけに、素泊まり宿泊だったわけですが、それと体験事業の実施のみになってしまって、町内事業者との連携であったりとか、あるいは、せっかく毛越寺さんが隣にあるわけですがけれども、それらを活用したパッケージの商品化ができなかったであったりとか、まだまだ宿泊施設としての活用が見込めるものでございましたけれども、そこについては数度にわたって改善を模索してきましたけれども、なかなか進まなかったという点もございました。

そういった意味では、当初の設置目的であります地域の活性化に結びつけていくための施設、これらの運営を行っていくためには、今回は公募をして事業者を選定していこうということになった経過がございまして。

なお、部屋数については、当然決まった部屋数しかないわけですがけれども、これにおいても、さらに収益を上げる稼働率、そして商品化を図っていけば、さらなる収益は上がるというふうに考えておりますので、当然、今、部屋数を増やしてということはできませんが、今ある施設の中で収益を上げていくということは可能であるというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

私は今のまちづくり推進課の答弁を聞いて愕然としました。愕然とした。なぜかと。

少なくとも、4年前、5年前でしたか、この浄土の館を立ち上げて、「ひらいずむ」に指定管理者をするとき、特例扱いでもって、「ひらいずむ」に指定管理を任せられたわけですよ。それは、今、課長言われたとおりですよ。

我々議会として、再三再四にわたり、特にも予算特別委員会や決算審査特別委員会の中で、この浄土の館の経営について大変心配をしながら、何とか事業の運営が軌道に乗るようにしてほしいという思いで、特別な支援について我々として議決をしてきました。そして、その議決をする議論過程の中では、「ひらいずむ」に対して、様々な事業の展開や、あるいはその手法などを含めて、まちづくり推進課が、というよりも町がですね、町が責任を持って指導すると、このよう

に再三再四述べてきたではないですか。今の答弁を聞いて愕然としたというのはそのことなのですよ。

コロナは、これは全国的な問題だから理由にはならないでしょう。しかし、その後と言われた事業としての取り組みが足らなかったと、あるいは町内事業者との連携やパッケージ化した商品化ができなかったと。なぜできなかったのですか。なぜ町は具体的に指導しなかったのですか。そういうことをやりながら、「ひらいずむ」でこの館を運営すると、だから特別の補助を出してきたではないですか。まさに切捨てですよ、これは。

一言も、この5年間の町の指導が不足をしていたと、結果として、こういう、光管財でしたか、というまさに清掃業と警備業しかやっていないようなところに任せると。確かに評価点数は高いのかもしれない。だけれども、評価点数を高く評価できるように指導しなかったのは皆さんではないですか。そのことに対して一体どういう認識を持っているのですか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

「ひらいずむ」とは、この間、当然、当初の申請をいただいた段階で、5年間の計画であったりとか、あるいは毎年度の計画をいただきながら、それについて当然一緒になってその方向を向いてやってまいりました。その中で、当然できていない課題等については、指導という形で、都度都度、私たちが足を運んでやってまいりましたが、やはり一番の課題は、この間解決されなかったというのが会社の体制でございました。

今現在、お一人で会社をしているというふうな状況の中で、1人で経営を切り盛り、あるいは体験事業をやるというものの中に、やはり無理が生じてきたと。この会社の体制についても、会社組織でありますので、多くこちらから会社の体制を変えろと言うことはなかなか難しいところはありますが、業務を受け入れる会社としてのやはり体制をもう少し見直してほしいというふうなことはずっと指導をしてまいったところでございます。

これについては、してこなかったということではなくて、私たちが一緒になって考えてやってきたというところでございますし、今回、切捨てということではなくて、浄土の館を運営した経験の中で、そして私たちが指導を行う中で、会社の体制を、やはり今の1人体制というところをクリアしようということで、浄土の館のほうでもいろいろ思考いたしまして、今回の申請においては、合同会社ひらいずむ1社の申請ではなくて、残りの2社とグループを組んで申請をしてきて、1社では対応できないような事業を展開するというふうな内容での申請でございました。

ですので、その1社としてのマイナスの部分についてはカバーするような形での申請であったわけですが、その選定に当たっては、選定委員会のほうで採点をして選定をしていくという形の中で、やはり光管財株式会社のほうの提案がそれを上回っていたという形での選定になったというところでございます。

なお、施設の管理と警備というふうなこと、光管財についてのお話がありましたが、公共施設の運営も行ってございまして、東北でも一部そういう実績を上げていて、結果を出しているという

ふうなことも聞いておりますので、そういった提案どおりの経営をしていただければ、さらにより施設にしていいただけるものというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

私は、今回指定管理をしようとしている光管財、悪いということを行っているのではないのですよ。少なくとも、「ひらいずむ」を指定管理者として指定するときの町の決意があったではないですか。当時のまちづくり推進課長などは力説をしたわけですよ。私らはそれに、では、しっかりと「ひらいずむ」が目的を達成できるようにやるのだねというところまで議論させてもらった。これは議事録ひもといてみれば分かりますよ、本当に言っていますから。

それが、会社の体制が悪かったとか、そういうことを言って、自分たちの指導性にやっぱり不足というか不十分さがあったということは一言も触れない。そういうところに問題がある。何のための指定管理の仕様書なのですか。仕様書の中できちっと明確にしているではないですか、表までつくって。やっぱりここは、評価点を上げられなかった、そういう指導しかできななかったと、このことについてしっかりとこれからの中では振り返りながら、新たな指定管理者に対しても言うべきところはしっかりと申し上げていってほしいと。

それから、「ひらいずむ」と契約をした仕様書と光管財に示した仕様書では内容が異なっていますよね。これも、なぜそのようになっているのかということについては、やっぱりきちっと議会側に説明があってもいいのではないのでしょうかね。そんなふうに思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

この5年間の中で当初予定していた結論を導き出せなかったという点につきましては、私どもの指導不足な部分もあったというふうに認識をしております。これは同じことを繰り返してはいけませんので、当然、次の指定管理の中でも指導しつつ、さらに有効な施設となるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

なお、会社を当初つくる際に、合同会社「ひらいずむ」については、将来を見据えてつくった会社でございました。これについては、浄土の館の運営だけを行うということを見据えていた会社ではなくて、まちづくり活動を行うであったりとか、様々な町の活性化に寄与するために会社をつくったということですので、合同会社「ひらいずむ」の菊池代表も、今後もそれに沿った形で合同会社については続けて、町の活動、そして特に彼の持ち味であります伝統芸能の部分に取り組みながら、様々な事業を展開したいというふうにつなげていくというふうな決意も伺っておりますので、今後も、体験交流施設でもありますので、そういった場面では連携する場面も出てくるかというふうに思います。まちづくりに関わっていただく1つの会社として、今後も連携をしていきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

松本課長、仕様書が異なっているという部分に関しては。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

仕様書につきましては、今回2期目の指定管理期間になるということで、それに伴う若干の変更はございますが、業務内容についての変更は特にございません。諸室構成も変わっておりませんので、あと出てくるとすれば、1期の指定管理者と2期の管理者が違いますので、そこが当初の仕様書としてそのまま引き継げるかどうかという部分については今精査しております。少し見直しも含めて、協定を締結する前にはしっかりと決めていきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第8、議案第10号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書8ページをお開き願います。

議案第10号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、令和3年度から令和7年度の5年間の計画期間として策定しておりますが、この計画変更に当たり、このたび、県との変更協議が調いましたので、議決を得ようとするものでございます。

議案書9ページをお開き願います。

別紙総合整備計画書によりご説明いたします。

戸河内辺地は、宇泉ヶ城など8字地区の区域であり、5年間ごとの辺地総合整備計画に掲載することで、道路や水道、消防施設等を整備するに当たって、有利な辺地対策事業債を活用することができるものです。

このたびの第1次変更では、3、公共的施設の整備計画のうち、飲用水供給施設に関して、令和4年度に新たに戸河内浄水場の炭酸ガス注入設備設置工事を行うことから、その事業費である990万円分を増額するものです。

変更箇所は、飲用水供給施設の事業費が1,845万円から990万円増の2,835万円に、財源内訳の特定財源が1,010万円から500万円増の1,510万円に、一般財源が835万円から490万円増の1,325万円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が830万円から490万円増の1,320万円にそれぞれ変更し、これに伴って合計額もそれぞれ記載のとおり変更しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第9、議案第11号、町道の路線認定及び廃止に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書10ページをお開きください。

議案第11号、町道の路線認定及び廃止に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

本年度整備された平泉スマートインターチェンジと祇園線により町道が各所で分割されたことに伴い、関連する町道路線の見直しが必要となり、認定及び廃止を行おうとするものでございます。

議案書11ページの認定路線網図をお開きください。

薄い灰色で示してある路線が町道祇園線並びに平泉スマートインターチェンジでございます。

認定路線につきましては、路線番号4小金沢線から路線番号1280高速側道東4号線までの6路線となります。

議案書12ページの廃止路線網図をお開きください。

廃止路線につきましては、路線番号2佐野線から路線番号1096高速側道東1号線の3路線となります。

いずれも、廃止路線3路線を分割し、整理を行い、6路線として新たに認定するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時45分

再開 午前10時58分

---

議 長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので、再開いたします。

議長から諸般の報告をいたします。

諸報告その4、2ページをお開き願います。

町長から提出された追加議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第27号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

議案第27号を日程に追加し、日程の順序を変更し、議題とすることに決定いたしました。

---

議 長（高橋拓生君）

追加日程第1、議案第27号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案、条例案件1件の説明をさせていただきます。

本条例案件は、定例会の初日に上程しておりましたが、条例の改正内容に精査が必要なことから撤回請求を行い、議会の撤回承認をいただきましたので、精査した改正内容で追加上程するものであります。

議案書その4の3ページをお開きください。

議案第27号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

5ページをお開きください。

提案理由でございますが、消防団員の処遇改善を図り、消防団員を確保するため、消防団員の年額報酬の引上げ及び出勤手当等を出勤報酬等に改めるとともに、消防団員の定数を現在の人口を踏まえた消防団員の定数に見直しを行うほか、所要の整備を図ろうとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長(菅原幹成君)

それでは、議案書その4、3ページ、議案第27号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

それでは、参考資料にて説明をいたします。

参考資料の1ページ、議案第27号参考資料、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第1条関係)によりご説明いたします。

別表(第3条関係)、区分11の項、消防団の団員につきましては、現行、班長の年額報酬3万4,300円は改正後4万6,300円に、同じく機関員2万7,500円は3万9,500円に、同じく団員2万4,500円は3万6,500円に、また、出動、訓練及び警備手当の日額報酬は、現行2,300円を改正後それぞれ出動報酬、訓練報酬、警戒報酬の3つの区分に分けた上で、出動報酬は1日につき3時間以内3,000円、3時間を超え6時間まで6,000円、6時間を超えたとき8,000円に、訓練報酬及び警戒報酬はそれぞれ1回当たり3,500円としようとするものでございます。

また、区分12の水防隊の隊員の出動手当日額5,400円は、改正後、区分を出動報酬とし、1日につき3時間以内3,000円、3時間を超え6時間まで6,000円、6時間を超えたとき8,000円に、同じく訓練手当日額2,300円は、改正後、訓練報酬、警戒報酬の2つの区分に分けた上で、訓練報酬及び警戒報酬は1回当たりそれぞれ3,500円としようとするものでございます。

次に、参考資料の2ページでございます。

同じく新旧対照表(第2条関係)によりご説明いたします。

平泉町消防団条例の一部改正でございまして、定数、第3条中、現行260人を改正後220人にしようとするものでございます。

同じく服務規律、第9条、現行下線部分を改正後「団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し職務に従事しなければならない。」に、同じく報酬及び費用弁償、第11条、現行下線部分を改正後「団員の報酬は、年額報酬、出動報酬、訓練報酬及び警戒報酬とし、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例に定める報酬額を支給し、また団員が公務のため出張した場合は、同条例の定めに従って旅費を支給する。」に改正しようとするものでございます。

次に、新旧対照表(第3条関係)によりご説明いたします。



平泉町水防隊条例の一部改正でございまして、報酬及び費用弁償、第6条は、現行下線部分を「水防隊員には、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例に定める出勤報酬、訓練報酬及び警戒報酬を支給する。」に改めようとするものでございます。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第10、議案第12号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

それでは、議案書13ページをお開きください。

議案第12号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第11号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、14ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款町税307万4,000円、1 項町民税6万円の減、2 項固定資産税1,000円の減、3 項軽自動車税91万1,000円、4 項町たばこ税312万4,000円、5 項入湯税90万円の減。

10款地方交付税、1項地方交付税9,375万2,000円、これは普通交付税の増額でございます。

12款分担金及び負担金、1項負担金300万3,000円、これには保育料（現年度分）の182万5,000円の増額が含まれております。

13款使用料及び手数料、1項使用料67万5,000円の減。

14款国庫支出金1,321万6,000円、1項国庫負担金648万1,000円の減、これには児童手当負担金688万円の減額が含まれております。2項国庫補助金2,013万3,000円、これには新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,229万7,000円が含まれております。3項委託金43万6,000円の減。

15款県支出金739万6,000円の減、1項県負担金43万円、2項県補助金707万8,000円の減、これには中山間地域等直接支払事業交付金248万7,000円の減額、農地利用最適化交付金269万円の増額が含まれております。3項委託金74万8,000円の減。

16款財産収入307万4,000円、1項財産運用収入33万1,000円、2項財産売却収入274万3,000円、これは土地代でございます。

14ページから15ページでございます。

17款寄附金、1項寄附金1,027万5,000円、これには指定寄附金1,017万6,000円が含まれております。

18款繰入金2億2,319万3,000円の減、1項特別会計繰入金500万円の減、これは駐車場特別会計繰入金の減額でございます。2項基金繰入金2億1,819万3,000円の減、これには財政調整基金繰入金1億9,921万9,000円の減額が含まれております。

20款諸収入890万5,000円、2項町預金利子1,000円、5項雑入890万4,000円、これには東京電力損害賠償金504万2,000円の増額が含まれております。

21款町債、1項町債3,930万円の減、これには臨時財政対策債3,380万円の減額、防災行政無線デジタル化事業550万円の減額が含まれております。

歳入合計補正額1億3,526万5,000円の減。

16ページをお開きください。

次に、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費163万6,000円の減。

2款総務費1,161万円の減、1項総務管理費1,073万円の減、これにはふるさと応援寄附基金積立金1,000万円の増額、財務会計システムデータ移行業務委託料250万円の減額が含まれております。2項徴税費171万円の減、3項戸籍住民基本台帳費135万1,000円、4項選挙費43万円の減、5項統計調査費4万6,000円の減、6項監査委員費4万5,000円の減。

3款民生費3,375万5,000円の減、1項社会福祉費104万7,000円の減、2項児童福祉費3,270万8,000円の減、これには児童手当費823万5,000円の減額、児童福祉施設費会計年度任用職員報酬1,179万5,000円の減額が含まれております。

4款衛生費1,750万4,000円の減、1項保健衛生費1,390万6,000円の減、これにはワクチン接種会場設営業務委託料500万円の減額が含まれております。2項清掃費359万8,000円の減、これは

一関地区広域行政組合負担金の減額でございます。

5 款労働費、1 項労働諸費297万6,000円の減。

6 款農林水産業費1,518万3,000円の減、1 項農業費1,169万9,000円の減、これには中山間地域等直接支払交付金373万6,000円の減額、多面的機能支払交付金300万2,000円の減額が含まれております。2 項林業費348万4,000円の減、これには森林病虫害等防除委託料296万7,000円の減額が含まれております。

7 款商工費、1 項商工費589万8,000円の減、これには文化観光振興基金積立金236万4,000円の減額が含まれております。

8 款土木費1,071万7,000円の減、1 項土木管理費60万円の減。

17ページでございます。

2 項道路橋梁費760万3,000円の減、これには橋梁修繕工事費454万1,000円の減額が含まれております。3 項河川費131万1,000円の減、4 項都市計画費86万1,000円の減、5 項住宅費34万2,000円の減。

9 款消防費、1 項消防費1,202万8,000円の減、これには消防事務委託負担金535万8,000円の減額、防災行政無線デジタル化工事費450万円の減額が含まれております。

10 款教育費2,210万9,000円の減、1 項教育総務費501万8,000円の減、2 項小学校費202万1,000円の減、3 項中学校費199万8,000円の減、4 項幼稚園費229万3,000円の減、5 項社会教育費963万1,000円の減、6 項保健体育費114万8,000円の減。

11 款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費185万円の減。

12 款公債費、1 項公債費1,000円。

歳出合計補正額 1 億3,526万5,000円の減。

次に、18ページをお開きください。

第2表繰越明許費でございます。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事業190万8,000円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、子育て世帯等臨時特別支援事業1,568万3,000円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業4,270万1,000円。

9 款消防費、1 項消防費、防災行政無線登録点検事業204万9,000円、同じく防災行政無線デジタル化事業 2 億2,050万円。

以上5事業 2 億8,284万1,000円を繰り越そうとするものでございます。

次に、19ページ、第3表地方債補正の変更でございます。

臨時財政対策債は、変更前の限度額 1 億2,340万円を変更後の限度額8,960万円に、農村地域防災減災事業は、同じく限度額370万円を480万円に、かんがい排水事業は、同じく270万円を310万円に、道路橋梁改良事業は、同じく4,330万円を4,180万円に、防災行政無線デジタル化事業は、2 億2,500万円を 2 億1,950万円にしようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ変更前と同じでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

まず1つは、32ページ、1の1の3で表れていることについて伺います。それから、43ページ、3の2の4で表れていることについて伺います。

32ページの議会費であります。期末手当が7万5,000円カットされていますけれども、これは期末手当の起算日をどういうふうに、令和3年度は会計年度任用職員の方は2年目になっていますよね。ということは、0.3825月ではなくて1.275、2年目は6月1日起算日でも。7万5,000円カットできるというのはどういうことなのでしょうかということなんです。

それから、43ページは、3の2の4、報酬が1,099万5,000円減額になっている。これは昨年3月の時点で雇用する必要がなくなっていたのか。それから、1の1の3と同じく期末手当が同様にたくさん必要なくなっている。これ令和4年度はもう3年目になるのですけれども、なぜか教えていただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

まず、32ページの議会費の3節の期末手当（会計年度任用職員分）7万5,000円の減額、それから43ページの児童福祉施設費、ここは報酬、給与、手当等々の減額、まず議会費につきましては、議会においてお願いしている会計年度任用職員さんについてですし、それから児童福祉施設費については、各保育所、平泉保育所、長島保育所、そこで会計年度任用職員の方々をお願いしておりますけれども、年度当初の予算に対して、この3月の議会においては、年度のおおよそ精査できますので、そういったことで当初予算に比べてこの部分については減額できるというふうなものでのせてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

会計年度任用職員の雇用について、例えばハローワークに頼んだり、いろんなことをやるかもしれないけれども、平泉町にあっては、相対的雇用、相対的公募ですか、誰かいないかと聞いて、面接をやって雇用する。それはいいです。町内の皆さんが働けるいいことだと思います。

でも、これだけ必要ないということは、雇用条件をきちんと明示して、何人雇用するよということを、3か月、2月末には採用通知をしないとイケないと思うので、1月、12月からは、雇用条件を明示して、必要になるであろうという方々に募集をかけるということですよ。そういう中で、当然のように、報酬は幾らか、週勤務時間は何時間か、月何日くらいになるか、である

から月のお給料はこれくらいになるよと、でもこうなると、20時間超えると社会保障費出るから半分は持ってもらうよと、そういうお話になるはずなのだ。

これだけの金額を補正をかけて減額する、意味が分かりません。予算を立てたときにこれだけ必要になるよと言っていて、待機児童はいないと言った。ですから、もう期末手当の計算式は当然のように出ているのだ。ということは、人件費に係る部分というのは当然のように見えてくる。187万円が109万5,000円になるよとか、いろいろ項目ごとに同じ数字が出てきている。こういうことでいいのと伺いたい。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

それぞれの目、それぞれの課において、会計年度任用職員さんが必要な部署については当初予算で確保するわけですが、特にも保育施設等については、時間雇用であったり日々雇用であったり、あるいは早番、遅番、そういったことでローテーションを組みながら行っていくわけですが、そういった中で、やはり途中で予算が確保できないというふうな事態に陥ることは好ましくないわけでありますので、当初予算において、前年度等々の状況あるいは子供の数等を見ながら予算措置をしているわけです。

それで、実質的に1年勤務していただいて、そういった中で、この3月補正の時点で、あと残り2か月程度の状況を加味しながら、精査、どんな事業もですが、最終年度に精査をしまして、予算に比べて減額できる部分については減額する、あるいはどうしてもこれは必要だという部分は追加の要求をしているというふうな、これはずっと、会計で、年度年度の定例会にても同じようにやっているわけでありますので、今回この3月議会においては、そういったことで、この会計年度任用職員さんの賃金関係については、そういう精査をした中で今回減額できる部分について減額を行おうと、そういうものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

43ページの3款2項、4目の先ほどのご質問にあった報酬の1,100万の減額の部分です。

私のほうから長島保育所の状況についてお話をさせていただきますが、実はこの予算の減額の中の一つの理由につきましては、看護師の報酬ということで、本来、保育所に看護師等を配置することが努力義務的にあります。それを、そういった方を町のほうでも募集を行ったところであり、またさらにハローワークなんかでも行ったのですが、募集がなかったということで、ここで220万円ほど減額をさせていただいている部分と、それから日々雇用の保育士等の勤務が、勤務日数が変わったことによってさらに約128万円ほどの減額をさせていただいております。

それから、給料の部分につきましては、調理員、いわゆる労務職の部分での、そういった部分での勤務日数の減ということで、35万円ほど減額をさせていただいているというような状況になっております。

議長（高橋拓生君）

猪岡議員、先ほど、43ページ、3の2の4という表現ありましたが、正しくは3款2項4目と  
というような表現でお願いいたします。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

ほかの自治体の募集用勤務条件シートというものには、「任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります」とあります。こういう雇用条件をきちんと提示して、コストもきちんと説明して、社会保障もどれだけ雇用者側が負担しているのかも説明することになっている。そういうことになっているにもかかわらず、これだけの人件費を外すことができる。

ぜひ、ホームページに会計年度任用職員の募集欄を設けて、これだけの方たちを雇用しておりますとやって、雇用条件はこういうふうですよとやって、今現在は募集しておりませんとやれば、それだけでいいのですよ。遠くのほうで見ている方たちがいらっしゃるのです、そういうことを、ホームページにないものねと。ぜひ改善していただきたい。

以上です。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

他市町村の会計年度任用職員の募集状況につきましては、一つ一つ比較しているわけではあり  
ませんが、当町においては、広報、そしてホームページというふうな募集の仕方をして  
おりますが、他市町村のそういった状況も少し検討させていただきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

ページの諸収入……

議長（高橋拓生君）

すみません、ページ数もう一度お願いします。

6番（三枚山光裕君）

30ページの諸収入の東京電力の損害賠償金の関係ですけれども、これ、この間議論してきた経  
過あったのですが、これはその議論と何か違った点があったのかということ、それから45ページ、  
4款衛生費のワクチン接種の会場費500万の減額になっていましたけれども、随分大きいのだな  
ということで、それは何でそんなに大きいのかなと。設営費でしたか、委託料です。

以上2点です。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

30ページの20款諸収入、5項雑入、1目雑入の東京電力の損害賠償金でございます。この内訳について回答させていただきます。

まずは、第11次の直接請求における合意額、これは直接請求になりますので、東電とということになります。そちらにつきましては25万8,080円と。主には測量費の部分での内容での補償と。それから、第12次として令和元年度25万9,900円、これも同じく測量費の部分での合意と。そういった部分と、それから第3回のADR分ということで、これは第8次から10次まで、いわゆる平成27年から平成29年の3か年分、第3回目になります。そちらで452万5,000円と。こちらのほうは、会計年度任用職員の人件費、それから測量その他というようなところで、ADRを介して合意した金額でございます。その合計額でございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

45ページの4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の中のワクチン接種会場設営業務委託料の500万円の減になりますけれども、こちらにつきましては、会場設営委託の期間が、ワクチン接種1回目、2回目の接種の際の委託期間が若干予定よりも短くなったというところがございます。その分での減額となっております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

45ページ、保健衛生費の予防費ですね。今のワクチンの関係ではなく検診委託料ですが、それぞれのがん検診のところで減額になっておりますが、この減額の状況が、受ける人が予定よりも少なかったのか、この減額の理由をお知らせください。

それから、教育費の中の就学援助費、58ページですね。小学校費の中の就学援助費がそれぞれ減額になっておりますし、それから中学校費の中でも同じく就学援助費の減額の部分、これは予定していたところがどういう形で減額になったのかということ、この2点お知らせください。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

45ページ、4款衛生費、1項保健衛生費の2目予防費の中の12節委託料の中の検診委託料につきましてですけれども、令和3年度の実施実績に合わせましての減額となっております。それぞれ予算当初予定していた受診人数よりも、40名、50名というような形で受診者数が減少していたということでの委託料の減額となっております。中には、ほぼ令和2年度と同じような受診者数を確保できたところもございましたけれども、今回これら子宮がん検診委託料から人間ドックの委託料につきましては、若干人数が減ったというところでもあります。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

議案書58ページの19節の扶助費の就学援助費に関わる分の減額が、それぞれ学用品費等が50万円減額、給食費が10万円減額、特別支援教育就学奨励費10万円の減額ということですが、こちらにつきましては、一つの例としまして、まず全体をカバーするような形で予算化はしておりますが、その中での実績による精査による減額というふうになるのですが、例えば就学援助費の特別支援教育就学奨励費で申し上げますと、支給対象者が2名おりました、それぞれ学用品から全て積み上げていった中で、例えばオンライン学習通信費等も、これはまだ実際使われていないといったようなこと、それで積み上げによってトータル支給予定額が28万360円というような形でそれぞれ算出しております、こちらは認定者に対して全て支給見込額が確定したことに伴う減額というふうにご理解いただければというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第11、議案第13号、令和3年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第13号、令和3年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。



議案書の74ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明をいたします。

歳入、3款県支出金、1項県補助金678万3,000円の増、保険給付費等交付金等の増額でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金342万9,000円の増、一般会計繰入金の増額でございます。

6款繰越金、1項繰越金1,000円の減、前年度繰越金の減額でございます。

7款諸収入、2項雑入2万5,000円の減、特定健康診査個人負担金の減額でございます。

8款国庫支出金、1項国庫補助金71万9,000円の増、国民健康保険災害等臨時特例補助金の増額でございます。

歳入合計補正額1,090万5,000円の増額でございます。

歳出につきまして、1款総務費、1項総務管理費38万8,000円の減、一般管理費の減額でございます。

2款保険給付費312万3,000円の増額でございます。1項療養諸費447万4,000円の増、一般被保険者療養給付費等の増額でございます。4項出産育児諸費126万1,000円の減、出産育児一時金等の減額でございます。5項葬祭諸費9万円の減、被保険者葬祭費の減額でございます。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費15万2,000円の減、講師謝金の減額でございます。

6款基金積立金、1項基金積立金191万9,000円の増、財政調整基金積立金の増額でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金640万3,000円、保険給付費等交付金償還金等の増額でございます。

歳出合計補正額1,090万5,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第12、議案第14号、令和3年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第14号、令和3年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の84ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明をいたします。

歳入につきまして、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料338万5,000円の減、普通徴収保険料等の減額でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金54万2,000円の減、保険基盤安定繰入金等の減額でございます。

歳入合計補正額392万7,000円の減額でございます。

歳出につきまして、1款総務費、1項総務管理費10万円の減、一般管理費の減額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金382万7,000円の減、後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。

歳出合計補正額392万7,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第13、議案第15号、令和3年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第15号、令和3年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書88ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明いたします。

歳入につきまして、1款使用料、1項施設使用料669万1,000円の減、入館料等の減額でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金300万円の増、一般会計繰入金の増額でございます。

4款諸収入、1項諸収入308万5,000円の減、食堂売上料等の減額でございます。

歳入合計補正額677万6,000円の減額でございます。

歳出につきまして、1款総務費、1項総務管理費677万6,000円の減、報酬及び備品購入費等の減額でございます。

歳出合計補正額677万6,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

91ページでございます。歳出、総務費、総務管理費、この中で、人件費が共済費も含めて190万、これ前に伺いました。それで答弁いただきましたけれども、190万円を減額する、職員が交代した、空白期間があった。さて、年間、前任者と同じように勤務した場合、新しい方の雇用条件というのはどんなふうになっていきますか。年間の報酬と、それから日数を伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

それではまず、雇用の件につきましてお話をさせていただきますが、温泉の会計年度任用職員につきましては、さきにも答弁させていただきましたが、フロント職員が7名ですが、支配人1名含みの7名ということになります。それから、厨房は3名と。

それで、一人一人、会計年度任用職員のまず報酬、それから給与等になりますが、それにつきましては、会計年度任用職員の職歴換算、新しくなる場合は、職歴換算などに基づいて日額の金額が定められております。今回は、高校卒、それから短大卒業された方が採用になっているので、平均値、上限の金額から比べれば低い金額での雇用というような状況になっております。ですので、雇用に対しては、その方の職歴とか、それから最終学歴などの卒業に応じて金額が定められるものでございます。

それから、勤務につきましては、皆さん平均的な勤務ということでききにも答弁させていただきましたが、1日、男性が2人、女性が2人、もしくは土日、祝祭日のときは3名という配置を通しながら、1週間で31時間を超えるぐらいと。ですので、通常の役場の勤務されている方からすれば若干少ない時間数になっております。

ただ、休館日につきましては、月2回というふうなことになっており、その2回におきましても、時間外という扱いになるのですが、清掃業務でその休みの日も午前中とかに勤務されていると。

ただ、今お話ししたとおり、毎日週7日間出るわけではなくて、週4、週5の状態、それぞれの会計年度任用職員の方の配置をさせていただいているというような状況でございます。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

ですから、お二人替わったのですね。ですよ。お二人替わって190万ということは、雇用空白期間があったためにこれだけ減額できたのかなと思っちゃうわけですよ。その間、とてもほかの方たちに負担をかけたはず。だから、雇用条件とか、そういうものが本当に満たされていたのかどうか非常に心配であります。

休館日に来て清掃するとおっしゃった。午前中とかおっしゃいました。これは1.25ですか、1ですか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まずは、勤務の2人替わられたというふうなお話ですが、それは先ほどお話ししたとおり、空白期間もございますし、その分、1人の方が、どうしても男性の場合なども含めて時間外をしなければいけない、その日によって。そういう場合は当然その日の100分の125ということになりますし、土日につきましても100分の125ということでお支払いをさせていただいているところでございます。

(発言する声あり)

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

もう一度回答させていただきますが、土日ではなくて休館日においては時間外勤務でございますので100分の125と。それから、1日の勤務時間が7時間45分を超えた場合につきましては、当然100分の125の時間外ということでお支払いをさせていただいているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

歳出の部分の91ページですが、備品購入費の中の食器洗浄機購入費が減額になっておりますが、これは安くなったのか、買わないことになったのか、その辺をお知らせ願えれば。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

食器洗浄機購入でございます。実は、この食器洗浄機も20年以上経過しておりまして、修繕をしながら使わせていただいていたのですが、特にも、洗浄の中の部品が破損してしまっていて、もう交換を余儀なくされたところではございますが、何とか修繕というか、その使えない期間につきましては、本当に従業員の方のご努力で、それこそ利用者の部分もございましたが、時間を見ながら手洗いでやっていただいたりして、何とか機械を修繕させていただいて、それこそ長寿命ではないのですが、そのような利用をさせていただいたので、今回もこのとおり黒字決算というわけではないので、従業員の方々にもご協力いただきながら、今回は購入を見送ったというような内容でございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第14、議案第16号、令和3年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

議案書95ページをお開きください。

議案第16号、令和3年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、96ページの第1表歳入歳出予算補正でご説明させていただきますが、款項同額ですので項の補正額にてご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款使用料、1 項駐車場使用料1,261万1,000円の減額、これは駐車場使用料収入が少なかったことによります。

4 款諸収入、2 項雑入8,000円の減額、これは初詣に際し出店が少なかったことなどによる減額となります。

歳入合計1,261万9,000円の減額です。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費761万9,000円の減額、この中には初詣の警備委託料の減額、駐車場事務委託料の減額などが含まれております。

2 款繰出金、1 項繰出金500万円の減額となります。

歳出合計1,261万9,000円の減額です。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

98ページの需用費の印刷製本費176万円の減額と、あとは13節の使用料及び賃借料、車借上料46万7,000円の減額の内容をお知らせ願います。

議 長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

98ページの10節の印刷製本費176万円の減額についてご説明いたします。

これは、駐車場会計の中から観光パンフレット等を印刷しておりましたが、このたび、この駐車場収入が少なかったことによりまして、このパンフレット等の印刷、観光客も少なかったこともありまして、印刷せずに済んだということで減額させていただいております。

あと、車借上料についてでございますが、これは公用車を借り上げる予定でございましたけれども、この公用車も、なかなか、今、半導体等の供給が間に合わず、結局借り上げることができなかつたということで、現状の車を使っておりまして、この車借上料も減額させていただいたところになっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

97ページなのですが、雑入の部分です。駐車場内出店敷地使用料が変わっているのですけれども、土地の使用料というのは、賃貸借契約書を結んでやられているものではないかというふうに思うのですが、これは減額になっているという何か特別な理由はあるのですか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

97ページの雑入の中の駐車場内出店敷地使用料についての減額についてでございます。

これは、契約を結んでおる部分は、自動販売機の分は契約を結んでおるのですけれども、それ以外に出店の使用料というものもありまして、この出店の分が減額になったのであって、自動販売機の分はそのとおりに入ってきているという形になっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

少なくとも、公用地の貸出しに当たって、恒久的にというか、恒常的に言ったほうがいいな、恒常的に出店をしているわけだから、きちんと賃貸借契約を交わすべきではないですか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

ここの部分、若干、結局、初詣の部分などで出店等ありますので、そこの部分をちょっと契約していなかった部分、契約はしておりませんので、そこで若干ずれてきておるといふ形かと思っております。

議長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

これは単管にラミ板をかけているところではないのですか。

議 長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

ちょっとそこ確認もう一回して返答したいと思います。申し訳ございません。

議 長（高橋拓生君）

ここで暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

---

議 長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

午前に引き続き行っていきます。

八重樫課長から発言の申出がありましたので、許可いたします。

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

先ほどの高橋議員からのご質問に対して、詳しくご説明いたしたいと思います。

この97ページ、4款諸収入、2項雑入、1目雑入、1節雑入ですけれども、駐車場内の出店敷地使用料に関してでございます。これは毎年、コロナ禍以前は大みそかから元日の朝までですけれども、毛越寺駐車場におきまして、毛越寺のほうに上がっていく階段のところに、あやめさんの反対側のほうに2店から3店舗、出店が出ておりました。これは、商工会の会員の方が2軒もしくは3軒ほど出店して、元朝参りにいらっしゃるお客さんを出迎えていたということでした。それで、今年も3店ほど、今までは多くて3店だったということですので、3店分6,000円を計上しておりましたけれども、昨年引き続き1店も出店がなくて、6,000円の減額としたというところございました。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

むしろそれを予算化するということについてはいかがなものかというふうに思うのです。予算化をしていて減額補正をするのが正しいやり方なのか、あるいは増額補正になるのか。結局は、やるかやらないかも分らないわけです。それを予算化するということは、やっぱり検討する余地があるというふうに思います。ぜひ監査委員の中でもその辺の処理の扱いについてはご検討い



ただきたいと思います。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第15、議案第17号、令和3年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書103ページをお開きください。

議案第17号、令和3年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

105ページをお開きください。

令和3年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出です。項目同額ですので、目の補正予算額でご説明いたします。

初めに、収入です。

2款、簡易水道事業収益1,000円、2項営業収益、3目他会計補助金1,000円。

収入合計1,000円。

支出です。

1款水道事業費用19万3,000円、1項営業費用、7目資産減耗費19万3,000円。

2款簡易水道事業費用100万円、1項営業費用、2目配水及び給水費100万円。

支出合計119万3,000円。

106ページに移ります。

次に、資本的収入及び支出です。

収入です。

1 款水道事業資本的収入1,622万9,000円の減、1 項企業債、1 目建設改良等の財源に充てるための企業債1,780万円の減、2 項負担金、1 目負担金157万1,000円。

2 款簡易水道事業資本的収入368万3,000円の減、1 項企業債、1 目建設改良等の財源に充てるための企業債780万円の減、2 項負担金、1 目負担金411万7,000円。

収入合計1,991万2,000円の減。

今回の補正は、主に簡易水道事業の漏水修繕工事費の増額、水道事業、簡易水道事業の建設改良工事の確定によります企業債の減額並びに消火栓設置工事費の確定による一般会計負担金の増額及び簡易水道事業の移転補償工事費の確定によります岩手県からの負担金の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第16、議案第18号から日程第22、議案第24号まで、令和4年度一般会計予算及び特別会計予算並びに下水道事業会計予算、水道事業会計予算、合計7件を一括議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

それでは、報告をいたします。

令和4年3月16日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

予算特別委員会委員長、高橋伸二。

予算特別委員会審査報告です。

議案第18号、令和4年度平泉町一般会計予算、議案第19号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計予算、議案第20号、令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、議案第22号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計予算、議案第23号、令和4年度平泉町下水道事業会計予算、議案第24号、令和4年度平泉町水道事業会計予算。

本委員会に付託された7つの議案について、3月11日、14日の両日にわたり審査した結果、意見を付して原案可決すべきものと決定したことから、会議規則第76条の規定により報告します。

付す意見でございます。

審査意見。

- 1、コロナ禍における農林業の振興策及び観光産業の活性化を図る対策を着実に推進されたい。
- 2、定住化対策の推進と子育て環境の拡充に努められたい。
- 3、健康福祉交流館の構造的課題の分析を進め、健全経営に積極的に取り組まれたい。
- 4、地域住民が希求している道路改良等は、財政計画を立案し、速やかに対応されたい。
- 5、新型コロナウイルス感染症により住民生活は犠牲と負担を余儀なくされている。住民の安心・安全対策に万全を期されたい。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

これで、予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま議題となっております7件の議案は、予算特別委員会において審査が十分なされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第18号、令和4年度平泉町一般会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

3番、猪岡須夫であります。

7分いただきます。

私は、提出された令和4年度一般会計予算案に反対するものであります。まさに前例踏襲という言葉しか思い浮かばない予算、硬直したものであります。

さて、特にも人生における先輩方には、生活者として、あれは大変だったと、そういう経験が

ない方はいらっしゃらないと思います。何とかやってきたなど、感慨に浸る方もいらっしゃるでしょう。そして、それを充実という言葉に置き換え、納得していらっしゃる方もいます。一方で、その経験や記憶を全否定的なものとして、今も苦しんでいる方がいらっしゃる、現実です。

私は前職が郵便局の局長でありました。そこでは、年金もらう前は旦那殿や息子の顔を伺い、実家に顔を出すための小遣いにさえ苦勞した。今はありがたいと。年金で幸せが増えた、生活がよくなった。一方、年金受け取るのに足代2,000円かかる。その出費を何とかしたい。新人時代のことでした。そして、面と向かって聞かされ、言われ続けました。私の思いの原点はここにあります。

けれども、総じて日本はよい方向に来たとも捉えています。諸先輩方の多くは、日本の民主主義の揺籃期、動乱期に、全てとは言えないけれども、そこそこに何かしらの苦い経験や記憶を残していらしたはずです。もちろん楽しかった思い出もたくさんありましたでしょう。概して、我慢して生きていれば、やっていたらよくなる、何とかなる、何とかなってきた。そうした思いであり、記憶であります。

さて、この町のあしたはどうなるのでしょうか。この予算案は、その苦勞を物ともせず明るくやって生きてきた先輩方に、そして全てを与え、育まなければならない若人に、町の明日を指し示しているのでしょうか。世の中はコロナの収束も見えず、戦争の記憶を語る人々が恐れる足音が近づいてきているようにも見えます。経済の底が見え、あとは上るだけだと私は思っていました。ですから、一層の福祉の充実を訴えたのであります。

しかし、悪いことが重なり、日本の経済はまだ落ちる。平泉に日本の経済への悪さをする者など誰もおりません。なのに落ちる、この先も。そこを予見できていません。この危機を、この先にまずリスクを、例えば国債の積み上がりには償還が伴います。

議 長（高橋拓生君）

猪岡議員、原案に対して反対の発言を簡潔によろしくお願いします。

3 番（猪岡須夫君）

人件費が25%に迫り、その占める割合が下がる見通しもなく、町の予算規模が小さくなっていく中、義務的経費の人件費割合が大きくなり、勢い福祉費にかかる予算が総体的に減り、固着します。このままの予算でいけるのか。諸事案に柔軟に対応できるのか。年度間の財源の不均衡を調整するためにある財政調整基金、それが今や7億を切ると言います。この先で劇的な積み上げができるのか。諸支出を見るに、恐らく減る一方でありましょう。エピカの次の契約はどうなるのか。悠久の湯の大修理は突然やってくる。新しいごみ処理場だってこれからであります。

一般的に民主主義が定着し、それを支える社会的ルールも成熟し、文化的生活を謳歌できるものだと思いたい。パワハラ、セクハラ、たくさんのハラスメントを面と向かって訴えることができる時代になりました。ハラスメントはしたほうが悪いと言われる時代です。前例踏襲は時代的悪習であり、それは歴史的に破壊的な被害を生み出し、人民を苦しめてきました。前例踏襲という言葉は、改革や改善という言葉の反対語であります。この固着した予算を改革や改善という言葉に変えられるのでしょうか。日本は民主主義が77年を経て、悪しくも熟してまいりました。前

例踏襲に警鐘を鳴らすべく、私は今この場に立っております。私はこの場を与えてくださった方々に心から感謝するものであります。

以上、提出された令和4年度一般会計予算案、町の未来に資するとは到底思えません。よって、組替えまたは令和5年度予算案に期待し、この提出された予算案に反対します。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢博子です。

私からは、令和4年度一般会計予算を可決することに賛成の立場からの討論を行います。

令和4年度は第6次平泉町総合計画、平泉町まち・ひと・しごと総合創生戦略2021の2年目となり、計画に沿った施策執行に当たり、財政への健全性の確保が極めて重要であると考えます。新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、多様な住民のニーズに対応することが求められています。令和4年度一般会計予算は、令和3年度に実施した政策評価の結果を踏まえ、総合計画前期基本計画の目標達成を目指し、町民が豊かな生活を送る町の実現に向けて少しでも前進するよう予算編成に当たって努力されたものと思います。子育て環境と次世代育成の推進、保健、医療の充実、産業の振興など重点施策を中心に予算配分されていると思います。

その中であっても、当初予算は通年予算の編成となるので、年間の見通しに基づいて計上されているか、経常的経費については補正予算に依存をしていないか、多額の不用額、繰越額が生じていないかなど十分に考慮した予算執行を行っていただきたいと思います。令和4年度一般会計予算は、住民福祉の向上のため、最小の経費で最大の効果を上げるよう配慮されているか、2日間の予算特別委員会において十分に審議されたものと考えます。

以上のことから、令和4年度一般会計予算は可決の議決をすべきものと考えます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

三枚山光裕でございます。

賛成の立場から討論を行いたいと思います。

まず、コロナ禍で町内経済の影響は非常に大きいものがあります。こうした中で、新年度予算

は観光業の大変厳しい中でもイベントの開催へも力強く踏み出し、そしてコロナ対応もしっかりやりながら、そこへの見通しを持った予算だと思えます。

また、農業では鳥獣被害対策への思い切った予算措置、そして今、米農家中心に大変な状況になっている中で新しい取り組みも含まれています。

そして、子育て支援では、とりわけ子供の教育委員会のところでは、就学支援への幅広い対応ということで予算を確保しています。

また、当町は世界遺産の町であります。この間、大変な遺跡調査への予算も確保できない状況もあった中で予算の見通しもついたと言われて、審議の中ではありました。

そうしたことを踏まえて、この新年度予算について、議員各位の賛同を得て、賛成の討論いたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

それでは、これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第19号は原案どおり可決されました。

次に、議案第20号、令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和4年度平泉町下水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、令和4年度平泉町水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

議長(高橋拓生君)

日程第23、議案第25号から日程第24、議案第26号を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

それでは、追加議案、補正案件2件につきまして説明をさせていただきます。

議案書その2の3ページをお開きください。

議案第25号、令和3年度平泉町一般会計補正予算(第12号)でございます。

令和3年度平泉町の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6,874万4,000円としようとするものでございます。

次に、9ページをお開きください。



議案第26号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和4年度平泉町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,871万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,071万2,000円としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第25号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第12号）について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

議案書その2、3ページをお開きください。

議案第25号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第12号）につきまして補足説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金14万4,000円の減、これは子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金1,994万3,000円、これは財政調整基金繰入金でございます。

21款町債、1項町債1,860万円の減、これには社会教育施設事業に関わる教育債1,810万円の減額が含まれております。

歳入合計補正額119万9,000円。

次に、5ページ、歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費119万9,000円、これには子育て世帯等臨時特別給付金130万円の増額が含まれております。

歳出合計補正額119万9,000円。

次に、6 ページ、第 2 表地方債の変更でございます。

社会教育施設整備事業の変更前限度額 8 億 2,380 万円を変更後の限度額 8 億 520 万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

4 ページ、町債減額されて、8 ページで 1,860 万円一般財源として社会教育施設整備費出ている。必要だから出るのだと思います。けれども、基金積立金を崩して簡単に、簡単ではないでしょう、1,860 万をあてがうというのはどうも理解できない。お金あるからいいと。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

社会教育施設整備事業につきましては、3 か年の継続費で行っております。財源といたしましては、起債が大きいわけですが、地方債の中身も公共施設等適正管理推進事業債というふうなことで、図書館、公民館の関係での起債。あと、子育て施設の関係で地域活性化事業債、それから一般単独事業債というふうな 3 種類の起債をお借りしてこの事業を進めていたところであります。事業費については変わらないわけですが、年明けてから、建築確認申請の関係で面積が若干変わったというふうなこともありまして、県との協議の中で新たに地方債に該当しない部分が見つかったというふうなことがあって調整したところであります。この 1,860 万円起債のほうが減額になって、一般財源での措置というふうなことですけれども、それぞれの起債については、5 年の据置期間を設けて 30 年償還というふうな計画を立ててございます。

したがって、今回この 1,860 万円のうち実際は一般単独債のほうで 1,630 万円ということで、これは交付税には全く関係ない、関わらない起債でありますので、単純に繰上償還するような形になります。それから、地域活性化事業債が 50 万円、最適化債が、最適化債というのは公共施設等適正管理推進事業債の 180 万円ですけれども、30 年間で割り返しますと、月当たりになるとこの 180 万円のほうは 7 万 7,000 円ほどの償還になりますし、50 万円の地域活性化事業債のほうは 2 万円ちょっとの償還、30 年間でありますが、本来そこに交付税措置で 50%あるいは 30%ということで、大体 200 万からちょっとぐらいは一般財源措置するというふうなことであります。

それで、財政調整基金については、この今回の補正を含めると令和 4 年度の新年度予算で取崩しはしておりますけれども、それを考えないで見てみますと 11 億 5,000 万ほどの基金残高となります。これ、1,800 万取り崩した場合でございますけれども、この 11 億という財政調整基金の額についてはここ数年の中では過去最高の基金残高となっておりますし、令和 4 年度の当初予算の際には 3 億近く取り崩しておりますけれども、それでも 8 億 7,000 万ほどになりますので、

平泉町の令和2年度の標準財政規模が30億ということで、大体15%程度の財政調整基金を確保すれば、健全化の判断としてはそれを最低限クリアするというふうなことになっておりますので、現時点では3割ほどありますので、財政的には十分財政計画の中にこの補正についても見込んで、健全化を維持できるというふうなところであります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

若干かな。例えばです、悠久の湯3,600万と出ているのです。3,600万というのは、職員さんはどう考えるか分からんですけれども、町民の側から見たら、1人頭5,000円なのです。10回は入れる、逆に言うと。そういうふうな目線で考えちゃうと、1,860万が若干とはとても言えません。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡議員、質疑、質問でしょうか。以上、どの部分がどのようにということだけで言っただければ。

3番（猪岡須夫君）

1人頭5,000円出るということをどういうふうに考えますか。1,860万が出ることをどういうふうに考えますか。そういう疑問にどうお答えになりますかということです。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

ただいまのご質問には率直な答弁にはならないかと思いますが、起債額です。1,860万円が一般財源になるというふうなところでありますけれども、もともとこの起債というのは、先ほど申し上げましたとおり5年据置き30年償還。大体大きな事業をするとそういった起債の返済になるわけですが、将来世代に一時的な負担を残さないようにというか、全世代で将来の人たちにも公平に分配するというふうなことでこの起債制度があります。今回は一般財源化したということです。逆に言えば30年間の償還部分が減ったと。一時的にこの1,860万を取り崩して補填しますけれども、その分については起債残高から減るというふうなことです。やはりそういういろいろな事情があるところについては柔軟に対応しながら、なおかつ健全財政を維持していくということで、その都度財政計画は見直しをしながら行っておりますので、今回についても、こうした変更についてはご理解いただければというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

今、同僚議員からもこの1,860万が組替えになった理由について答弁がありました。今回3種

類の起債の率が変わったというふうには伺っておりますが、令和3年度はそうなのだと思いますが、令和2年度についての扱いはどうなるのかということをお聞きします。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

まず、この今回の件につきましては、担当している教育委員会事務局としましても、いろいろ道義的、心情的にも非常に、結果としてこのような事態になりましたことは申し訳なく思っております。

まず、この件に関しましては、DBO方式で事業者と一緒にやってまいりまして、消防からの指摘によって、不測の事態とはいえ、本当にこういうことについては深刻に受け止めておりますし、また、起債事業ということでの取扱いですので、今後再発防止というか、慎重に取り扱う必要があるというふうに強く感じておりますので、その辺は申し上げておきたいというふうに思っております。

それで、ご質問の令和2年度の財源につきましては、既に起債等がもう終わっておりまして、実際借りてしまっているということもありますので、令和2年度分の限度額が変わることによる返還が生じるということに関しましては、約30万変わるというふうになっておりまして、現在、今回起債についての変更協議を岩手県の市町村課の地方債担当と行っている中で、今回変更ということでの令和3年度の処理がまず見通しが立っているわけなのですが、令和2年度につきましては、今後それに係る返還の内容であるとか、あとはもう既に借りている分ですので、返還に係る利子等も発生するわけですので、それらについて今精査中、作業中のございまして、これにつきましては、新年度になる見込みとは思いますが、改めて歳出予算という形で、それらに関する予算提案をさせていただくというふうな予定となっております。これにつきましても、起債の主管課である財政係というか総務課のほうと情報を確認しながら、慎重に進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

3つの起債ということで、交付税算入が50、30、ゼロということになっていて、端的に、そうすると事業総額変わらないという話があったのですが、負担という点では変わらないのかというちょっと疑問があるのですけれども、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

起債につきましては、8億ほどの中の今回1,860万ですけれども、1,860万のうちの1,630万は

単独債ですので、交付税措置は関係ないわけなのです。ということは、180万と50万円のそれぞれ公共施設等適正管理推進事業債と地域活性化事業債、180万円のほうは50%の交付税算入、それから50万のほうは30%の算入ということで、先ほど申し上げましたけれども、試算をすると、これ5年据置き30年の償還になりますので、180万のほうは毎月7万7,000円ほど、それから50万円のほうは毎月2万1,000円ほど、30年かけて返すということで、この分の7万7,000円の半分が交付税の、直接戻るというわけではなくて、基準財政需要額に算入されると。同じく、2万1,000円のほうの3割ですと6,000円ちょっと、それが基準財政需要額の額に算入されるというふうなことです。全体はこの様々な起債があるわけですが、それらの計算の中の一つの要素にはなってくるというふうなことで、当然今50%あるいは30%の算入分がなくなるということで、若干その分持ち出しにはなるというふうな見方でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第1号）について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

議案書その2、9ページをお開きください。

議案第26号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

10ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金2,871万2,000円、これには子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金2,800万円の増額が含まれております。

歳入合計補正額2,871万2,000円。

次に、11ページ、歳出でございます。

3款民生費2,871万2,000円、1項社会福祉費2,800万円、これは住民税非課税世帯等への臨時特別給付金でございます。2項児童福祉費71万2,000円。

歳出合計補正額2,871万2,000円。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。着席での休憩でお願いいたします。

---

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

---

議 長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

日程第25、同意第1号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案、人事案件1件の説明をさせていただきます。

議案書その3の3ページをお開きください。

同意第1号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、岩渕省一。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の千葉登委員が令和4年3月31日をもって定年退職となりますことから、新たに岩渕省一氏を職員代表委員として選任したいので、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決します。

同意第1号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時52分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第26、発議第2号、「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢博子です。

発議第2号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、升沢博子。

賛成者、同じく三枚山光裕、同じく千葉勝男、同じく高橋伸二、同じく大友仁子。

「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

次のページをお開きください。

「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書（案）。

政府は深刻な米価下落対策に十分な対策を取らないまま、2021年11月19日、新たに26万トンの主食米生産数量を削減する計画を発表しました。同時に、2022年度から「水田活用の直接支払交付金」を見直すことを発表しました。

その内容は、①今後5年間（2022から26年度）で一度も水張り（水稻作付）が行われない農地は、27年度以降交付対象としない。②永年生牧草については、播種から収穫までを行う年は現行どおり10アール当たり3万5,000円交付。収穫のみを行う年は同1万円に減額する。③飼料用米などの複数年契約は、22年産から加算措置の対象外とする。20、21年産の契約分は10アール当たり6,000円加算に半減する。というものです。

これが実施されれば、永年作物や牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れません。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって協力してきた農家を交付金の対象から排除することは到底、受け入れられません。

よって、国においては、水田活用の直接支払交付金の見直しを中止されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

令和4年3月16日、岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）



起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決しました。

ここで、暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時12分

---

議長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので再開いたします。

日程第27、発議第3号、平泉町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、9番、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

それでは、12ページをお開き願います。

発議第3号。

令和4年3月16日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者は、議会運営委員会委員長、佐藤孝悟でございます。

平泉町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定により提出します。

13ページをお開き願います。

提出の理由は、感染症のまん延防止措置の観点等により、委員会におけるオンライン会議の出席を可能とするため、所要の改正をするものです。

お手元に配付の新旧対照表により、主な改正内容の説明をいたします。

14ページをお開き願います。

第12条の2を追加し、開会方法の特例を定め、オンライン会議を開くことができるとし、第13条第2項では定足数、第17条では秘密会について所要の改正を行ったものです。

なお、附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するという内容でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決しました。

---

議長 (高橋拓生君)

日程第28、発議第4号、平泉町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、9番、佐藤孝悟議員。

9番 (佐藤孝悟君)

それでは、15ページをお開き願います。

発議第4号。

令和4年3月16日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者は、議会運営委員会委員長、佐藤孝悟でございます。

平泉町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

19ページをお開き願います。

提出の理由は、感染症のまん延防止措置の観点等により、委員会におけるオンライン会議の出席を可能とするための変更や、議員活動の環境整備のため、議会への欠席事由の整備、また、請願に係る「押印」義務付けの見直し、協議・調整の場を設定、争点・論点を明確にするための質疑回数削減のため所要の改正をするものです。

お手元に配付の新旧対照表により、主な改正内容の説明をいたします。

21ページをお開き願います。

第2条では、欠席の届出は事故のみでありましたが、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助やその他やむを得ない事由とし、また第2項を新たに設け、議員の出産については出産予定日の6週間前、出産後の8週間後を含めるものとする。

22ページをお開きください。

第54条では、議会基本条例第7条に基づき、論点・争点を明確にするための質疑を一問一答方式とするために、質疑の回数制限は行わないものと改める。

23ページをお開きください。

第65条の2として、委員会の開催方法の特例として、災害の発生や感染症のまん延防止措置等のやむを得ない理由により委員等の招集が困難と認める場合、育児、介護等の事由により参集が困難なとき、その他委員長が特に必要と認めるとき、オンライン会議を開催できる条項を追加しております。

24ページをお開きください。

第89条では、請願書の記載事項等は請願者の押印が必須でありましたが、署名または記名、押印することに改める。

26ページをお開き願います。

新たに章を設け、第17章とし、第128条では協議または調整を行うための場として、27ページ別表にありますように全員協議会及び議会改革推進会議、議会災害対策連絡会議を設ける。

その他、現状に合わせ、各条文の見直しを行ったものです。

なお、附則としまして、この規則は令和4年4月1日から施行するという内容でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決しました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第29、発議第5号、「高齢者支援対策に関する提言書」提出に関する決議を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

総務教民常任委員長、4番、氷室裕史議員。

#### 4 番（氷室裕史君）

4 番、氷室です。

発議第 5 号。

令和 4 年 3 月 16 日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、総務教民常任委員会委員長、氷室裕史。

「高齢者支援対策に関する提言書」提出に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出します。

「高齢者支援対策に関する提言書」提出に関する決議（案）

我が国の高齢化率は 2021 年までに 29% を超え、今後も上昇の一途をたどると考えられています。そのような状況下において、高齢者支援対策は急務であり、我が国においても介護が必要となった高齢者が住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活ができるよう福祉サービスの確立に取り組んでいます。

本町の高齢化率は 38.0% であり、今後上昇し続け、2040 年には全国平均 35.2% に対して 45.2% という推計が出ています。このまま高齢者人口が増加し、生産年齢人口が減少していくと、医療・介護分野への負担がさらに増え続け、それを担う労働者も減少の一途をたどってしまうことから、医療・介護サービスが機能しなくなってしまう恐れがあります。そのようなことを起こさないために、これから訪れる超高齢社会に備え、高齢者福祉計画の理念である「支え合う地域の中で高齢者一人ひとりが自分らしく輝くまち」を目指し、みんなで支え合い、介護予防活動に多角的な観点を持って取り組んでいくことが大切であります。

こうした背景を踏まえ、本町の実情を検証しながら様々な課題解決に向け、本町高齢者が誰一人取り残されることなく、健康で尊厳ある生活を送ることができる事を希求し、それらを支える側にとっても安心社会の実現の一助となるよう当委員会において、下記事項を要旨とする「高齢者支援対策に関する提言書」を別冊のとおり取りまとめたので、これを町に提出し、提言表明します。

##### （1）地域住民の主体性を尊重した支援

###### ①相談体制の確立

過剰な支援・補助は地域の主体性やつながりを阻害することが懸念されるため、今後、地域が新たな組織や集いの場の構築を希望した際の相談・アドバイスの体制を充実させること。

###### ②既存の地域組織へのヒアリング

町内各地区の地域組織へのヒアリングを密に行い、当該組織の目的と課題を明らかにし、後の地域組織の構築に資するものとすべきである。

##### （2）既存事業の有効活用と機会の充実

###### ①既存事業の周知

高齢者のひきこもりや認知症を予防するため、当町の既存の生活支援サービス事業と各種介護予防事業が、より町民に周知されるよう広報活動を充実させること。

②高齢者の活躍できる環境づくり

一般介護予防事業を高齢者の交流の場とするだけに留めず、これまで高齢者が培ってきた知識や経験を地域課題や行政の問題解決に活かせる場とし、町全体との連帯感を深められるような事業とすること。

③コミュニティバスの活用推進

令和3年6月から実証実験が開始された平泉町コミュニティバスの実証分析を早急に進め、公共交通空白地域の買い物支援を含めた町民ニーズに沿った形となるよう努めること。

(3) 高齢者の自立と認知症予防への取り組み

①世代間交流の推進

「百歳体操」、「脳いきいき教室」などの取り組みの他に積極的に児童・生徒と高齢者が交流できる「生きがい活動事業（仮称）」を設けること。

②高齢者の自立に向けたサポート

高齢者の見守り体制と町内のサポート施設の充実を図り、高齢者の自立（社会参画の促進）のきっかけを提供すること。

以上、決議する。

令和4年3月16日

岩手県平泉町議会

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決しました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第30、発議第6号、「社会基盤整備、農業振興策及び観光・産業振興策に関する提言書」

提出に関する決議を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

産業建設常任委員長、11番、升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

11番、升沢です。

発議第6号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、産業建設常任委員会委員長、升沢博子。

「社会基盤整備、農業振興策及び観光・産業振興策に関する提言書」提出に関する決議  
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

次のページをお開きください。

「社会基盤整備、農業振興策及び観光・産業振興策に関する提言書」提出に関する決議（案）  
世界的に続く地球温暖化による異常気象はわが国にとっても例外ではなく、昨今の自然災害は  
住民生活を脅かしています。また、少子高齢化による人口減少が問題視されて久しく、そのこと  
による産業構造の変化は基幹産業である農業をはじめ、自然環境、暮らしに直結する地域経済に  
も大きな変化をもたらしています。そのような中、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を  
振るい災害にも等しい脅威となっており、コロナ後を見据えた包括的で持続可能な社会の構築が  
もとめられています。

本委員会は、①社会基盤整備について、②農業振興策について、③観光・産業振興策について  
調査してきました。社会基盤整備については、長年の住民要望にもかかわらず進まない道路改良  
や、治山ダムへの対応が近年の地球温暖化に伴う自然災害との関係からも課題となっています。  
農業振興では、遊休農地への対応と後継者対策が急がれ、また、鳥獣被害の拡大が急速に広がる  
下でその対応が求められています。観光・産業振興策ではとりわけ観光業が大きな柱となる当町  
にとっては、新型コロナウイルス感染症にかかる打撃が大きく、その対策は最大の課題です。ま  
た、地場の中小企業とともに、誘致企業への支援策も必要となっています。

こうした背景を踏まえ、住民にとって安心、安全で持続可能な社会づくりに取り組むために、  
住民要望等に対する継続的な改善策と対応策を方向付けることを目的として、当委員会において、  
下記事項を要旨とする「社会基盤整備、農業振興策及び観光・産業振興策に関する提言書」を別  
冊のとおり取りまとめたので、これを町に提出し、提言表明します。

記

（1）社会基盤整備について

世界的な異常気象による度重なる自然災害は、私たち住民の暮らしを脅かし、加えて感染症に  
よるパンデミックは出口の見えない不安を住民に強いている。生活道路の課題では、特に陳情か  
ら30数年を経過した大平線、大佐3号線について現地調査も踏まえ議論し、整備に向けた課題の  
具体的な克服を繰り返し求めてきた。相続関係未了に伴う課題とその解決への道筋が見えている。  
産業建設常任委員会が求めた調査によって、生活道路で町道認定されていない道路が全体で79箇所

所、5,275メートルとなっていること、また、生活道路で未舗装の町道は55路線、9,280メートルであることが明らかとなった。課題となってきた路線の実態も明らかになったことから、これらの整備への促進へ一層の努力をされたい。維持管理が町に属する「治山ダム」の掌握と対応も引き続き努められたい。

### (2) 農業振興策について

町内農業をめぐっては、担い手、後継者不足が最大の課題であるが、根底には農業が「生業として成り立つのか」という根本課題がある。農家の収入増加への手立てが必要であり、以前から懸念されていた農機具等の更新にかかる経済的負担が大きく、農業機材への支援を講じられたい。また、当町の基幹産業である農業に与える鳥獣被害は年々増加し、農地の荒廃や離農の大きな誘因となっている。鳥獣被害の拡大を受け、狩猟の担い手確保の施策や鳥獣被害防止対策実施隊への支援が進められてきたが、まだ課題が多い。豊かな里山を次の世代に残し、将来にわたって持続可能な人間の営みの構築のため、さらに世界農業遺産登録を目指し、鳥獣被害対策を含めた対策、仕組みづくりと、十分な財源を確保するよう提言する。

### (3) 観光・産業振興策について

未だ収束のめどが立たない新型コロナウイルス感染症の影響により、町内観光、商工業が大きな打撃を受けている。町は国の交付金事業に加えて、利子補給への支援などを行ってきたが、もともと体力のない事業者は長期化したコロナの影響により事業継続の意欲が低下していると思われる。世界遺産登録から10年が経過し、昨年開館した平泉世界遺産ガイドセンターと平泉文化遺産センター、道の駅の魅力を生かした取り組みとともに、県内三つの世界遺産（平泉、橋野鉄鉱山、御所野遺跡）の連携を図った政策と提案の具体化を図られたい。スマートインターの開通による交通網の促進、大型駐車場の利活用、そして中尊寺通りの整備完了など観光誘客の条件は整ってきている。コロナ収束後を見据えて観光事業者への継続的な支援と平泉の世界遺産の新たな価値を見出す積極的な施策を打ち出すよう提言する。また、近年は町内への企業誘致が相次いだり、コロナ禍で商工業への影響は大きくなっており、産業振興への一層の支援と工夫が求められる。

以上、決議する。

令和4年3月16日

岩手県平泉町議会

以上です。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから発議第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決しました。

---

議長(高橋拓生君)

日程第31、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

令和4年度に開催が予定されている各種会議、議員研修会などについては、別紙「議員派遣一覧表」のとおり派遣することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、令和4年度に開催が予定されている各種会議、議員研修会などについては、別紙「議員派遣一覧表」のとおり決定いたしました。

お諮りします。

ただいま決定した別紙「議員派遣一覧表」以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、「議員派遣一覧表」以外の議員派遣については、そのように取り扱うことに決定いたしました。

ここで、提言書の提出を議場で行うため、暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時40分

---

議長(高橋拓生君)

再開いたします。

以上で、本定例会3月会議に付議された全ての議案が議了しました。



閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、令和4年平泉町議会定例会3月会議を閉議します。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時40分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 升 沢 博 子

同 大 友 仁 子